

美郷町 生成 AI 業務利用ガイドライン

第 1.1 版 (2026 年 5 月公開)

【2025 年 3 月】制定

1 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、美郷町職員が業務で生成 AI を利用する際に注意すべき事項を解説したものである。

生成 AI は、文章作成、翻訳、データ分析など、様々な業務を効率化できる可能性を秘めているが、その利用には情報漏洩、著作権侵害、倫理的な問題など、様々なリスクも伴う。本ガイドラインは、美郷町職員が生成 AI を安全かつ効果的に利用するための基本的な指針を示す。

2 本ガイドラインが対象とする組織、生成 AI

本ガイドラインが対象とする組織は、美郷町情報セキュリティポリシーにおける情報セキュリティ基本方針の適用範囲（町長部局、行政委員会、議会事務局）と同様とする。

3 生成 AI の利用目的

生成 AI は、次の目的のために利用することができる。

- ・業務効率化: 報告書作成、議事録作成、翻訳、データ分析などの自動化による業務効率化
- ・町民サービス向上: 町民向けの情報提供、問い合わせ対応の質向上
- ・政策立案支援: 政策課題の分析、解決策の検討
- ・職員の能力開発: 新しい知識やスキルの習得

4 利用制限

次の場合は、生成 AI の利用を制限する。

- ・個人情報を含む情報の入力 *機密情報を含む情報の入力
- ・著作権保護されたコンテンツの無断利用
- ・差別的な表現や偏見を含む情報の生成
- ・犯罪行為に繋がる可能性のある情報の生成

5 利用上の注意

- ・あくまでも補助的なツールであり、最終的な判断は職員が行うこと。
- ・出力した情報は、必ずしも正確とは限らないため、事実確認を徹底すること。
- ・利用によって生じた問題については、職員が責任を持つこと。

【著作権侵害】

生成 AI を利用して出力された生成物が、既存の著作物と同一・類似している場合は、当該生成物を利用（複製や配信等）する行為が著作権侵害に該当する可能性があるため、以下の留意事項を遵守すること。

- ・特定の作者や作家の作品のみを学習させた特化型 AI は利用しない。
- ・プロンプトに既存著作物、作家名、作品の名称を入力しない。
- ・特に生成物を「利用」（配信・公開等）する場合には、生成物が既存著作物に類似しないかの調査や生成物の利用が権利制限規定（著作権法 30 条 1 項や同 30 条の 3 等）に該当するかの検討を行うこと。

【商標権・意匠権侵害】

画像生成 AI を利用して生成した画像や、文章生成 AI を利用して生成したキャッチコピーなどを商品ロゴや広告宣伝などに使う行為は、他者が権利を持っている登録商標権や登録意匠権を侵害する可能性があるため、生成物が既存著作物に類似しないかの調査に加えて、登録商標・登録意匠の調査を行うこと。

【虚偽の個人情報・名誉毀損等】

生成 AI は、個人に関する虚偽の情報を生成する可能性があることが知られている。虚偽の個人情報を生成して利用・提供する行為は、個人情報保護法違反（法 19 条、20 条違反）や、名誉毀損・信用毀損に該当する可能性があり、そのような行為は行わないこと。

6 問い合わせ

利用に関する質問、個別生成 AI の利用可否等については、情報・未来技術戦略課まで問い合わせること。